

平成 27 年 3 月 26 日
企業会計基準委員会

改正企業会計基準適用指針第 25 号 「退職給付に関する会計基準の適用指針」の公表

公表にあたって

平成 24 年 1 月 31 日付で厚生労働省から、厚生労働省通知「厚生年金基金の財政運営について等の一部改正及び特例的扱いについて」及び「「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」及び「厚生年金基金から確定給付企業年金に移行（代行返上）する際の手続及び物納に係る要件・手続等について」の一部改正について」（以下合わせて「平成 24 年厚生労働省通知」という。）が発出され、厚生年金基金及び確定給付企業年金の財務諸表の表示方法の変更が行われました。また、厚生年金基金における財務諸表の表示方法については、平成 26 年 3 月 24 日付で発出された厚生労働省通知「厚生年金基金の財政運営について等の一部改正等について」（以下「平成 26 年厚生労働省通知」という。）による変更も行われました。企業会計基準委員会では、これらの変更に伴い、退職給付に関連する会計基準等の見直しを検討してまいりました。

今般、平成 27 年 3 月 20 日の第 308 回企業会計基準委員会において、標記の改正企業会計基準適用指針第 25 号「退職給付に関する会計基準の適用指針」（以下「本適用指針」という。）の公表が承認されましたので、本日公表いたします。

本適用指針につきましては、平成 26 年 12 月 24 日に公開草案を公表し、広くコメント募集を行った後、当委員会に寄せられたコメントを検討し、公開草案の修正を行った上で公表するに至ったものです。

本適用指針の概要

本適用指針は、平成 24 年厚生労働省通知及び平成 26 年厚生労働省通知により、厚生年金基金及び確定給付企業年金における財務諸表の表示方法の変更が行われたことに伴い、必要と考えられる改正を行うものです。以下の概要は、本適用指針の改正の内容を要約したものです。

なお、本適用指針では、上記改正に加えて、必要と考えられる字句等の誤りを訂正しています。訂正箇所は、新旧対照表の備考欄及び設例において明示しています。当該訂正は、会計処理及び開示に関する定めを実質的に変更するものではありません。

■ 複数事業主制度の会計処理及び開示

(確定拠出制度に準じた場合の開示)

厚生年金基金及び確定給付企業年金における貸借対照表では、平成 24 年厚生労働省通知による変更前は、「数理債務」（負債）及び「未償却過去勤務債務残高」（資産）が表示されていたが、平成 24 年厚生労働省通知による変更後は、「数理債務」から「未償却過去勤務債務残高」を控除した純額が、厚生年金基金の場合は「責任準備金（プラスアルファ部分）」（負債）として、確定給付企業年金の場合は「責任準備金」（負債）として表示されることとなった。「数理債務」の額と「未償却過去勤務債務残高」の額は、原則として、貸借対照表の欄外に注記されることとなった。

また、厚生年金基金の場合は、平成 24 年厚生労働省通知による変更前は、「数理債務」（負債）と代行部分に該当する「最低責任準備金（継続基準）」（負債）を合計した額が貸借対照表に「給付債務」（負債）として表示されていたが、平成 24 年厚生労働省通知による変更に伴い、「給付債務」（負債）は貸借対照表には表示されなくなった。さらに、平成 24 年厚生労働省通知により「最低責任準備金（継続基準）」（負債）が、「最低責任準備金」（負債）及び「最低責任準備金調整額」（負債）に変更され、平成 26 年厚生労働省通知により「最低責任準備金」（負債）及び「最低責任準備金調整額」（負債）が、「最低責任準備金」（負債）に変更されている。これらの結果、「責任準備金（プラスアルファ部分）」（負債）と「最低責任準備金」（負債）を合計した額が「責任準備金」（負債）として表示されることとなった。

上記の変更に伴い、複数事業主制度を採用している場合において、確定拠出制度に準じた会計処理及び開示を行うときの注記事項である「直近の積立状況等」のうち、「年金財政計算上の給付債務の額」について、本適用指針では、従来と実質的に同じ内容の注記を求めることとし、名称を「年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額」と変更して、注記すべき金額を明らかにすることとした（第 65 項参照）。

この「年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額」について、厚生年金基金の場合は両者の合計額となり、確定給付企業年金の場合は代行部分の給付がないため、年金財政計算上の数理債務の額のみとなる。

■ 適用時期等

改正された本適用指針は、公表日以後最初に終了する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用する。

なお、適用にあたっては、表示方法の変更として取り扱うため、企業会計基準第 24 号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」第 14 項の定めに従って、表示する過去の期間における本適用指針第 65 項の注記についても新たな表示方法を適用することとなる。

【参考資料】厚生年金基金及び確定給付企業年金における貸借対照表の表示方法の変更の概要

平成 24 年厚生労働省通知により、厚生年金基金及び確定給付企業年金の貸借対照表について、変更前は、「数理債務」（負債）及び「未償却過去勤務債務残高」（資産）が表示されていたが、変更後は、「数理債務」から「未償却過去勤務債務残高」を控除した純額が、厚生年金基金の場合は「責任準備金（プラスアルファ部分）」（負債）として、確定給付企業年金の場合は「責任準備金」（負債）として表示されることとなった。「数理債務」の額と「未償却過去勤務債務残高」の額は、原則として、貸借対照表の欄外に注記されることとなった。また、厚生年金基金の場合は、平成 24 年厚生労働省通知による変更前は、「数理債務」（負債）と代行部分に該当する「最低責任準備金（継続基準）」（負債）を合計した額が貸借対照表に「給付債務」（負債）として表示されていたが、平成 24 年厚生労働省通知による変更に伴い、「給付債務」（負債）は貸借対照表には表示されず、「責任準備金（プラスアルファ部分）」（負債）と「最低責任準備金」（負債）を合計した額が「責任準備金」（負債）として表示されることとなった。さらに、平成 24 年厚生労働省通知により「最低責任準備金（継続基準）」（負債）が、「最低責任準備金」（負債）及び「最低責任準備金調整額」（負債）に変更され、平成 26 年厚生労働省通知により「最低責任準備金」（負債）及び「最低責任準備金調整額」（負債）が、「最低責任準備金」（負債）に変更されている。これらの結果、「責任準備金（プラスアルファ部分）」（負債）と「最低責任準備金」（負債）を合計した額が「責任準備金」（負債）として表示されることとなった。

① 厚生年金基金の貸借対照表の改正のイメージ図 (平成 24 年厚生労働省通知による改正前)

純資産（資産）	純資産（負債）	
	給付債務	数理債務 (A)
未償却過去勤務債務残高 (B)		最低責任準備金 (継続基準)
基本金（不足金）		

(平成 24 年厚生労働省通知及び平成 26 年厚生労働省通知による改正後)

純資産 (資産)	純資産 (負債)	
	責任準備金	責任準備金 (プラスアルファ部分) (A) - (B)
基本金 (不足金)		最低責任準備金

(注記) 数理債務 XXX 未償却過去勤務債務残高 XXX

② 確定給付企業年金の貸借対照表の改正イメージ図

(平成 24 年厚生労働省通知による改正前)

純資産 (資産)	純資産 (負債)
未償却過去勤務債務残高 (B)	数理債務 (A)
基本金 (不足金)	

(平成 24 年厚生労働省通知による改正後)

純資産 (資産)	純資産 (負債)
基本金 (不足金)	責任準備金 (A) - (B)

(注記) 数理債務 XXX 未償却過去勤務債務残高 XXX

以 上